

非常災害(地震を含む)にかかる 生徒の安全確保について(お知らせ)

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
非常災害にかかる生徒の安全確保について、お知らせします。
非常災害にかかる事態が発生した時には、学校としての措置を下記のとおりとさせていただきますので、報道機関等により情報を収集して、生徒の安全にご配慮をお願いいたします。

気象警報発令時

1. 《自宅待機》

北大阪 に 午前7時 の時点で

暴風警報(暴風特別警報) または 大雨特別警報 が発令されている時

2. 《臨時休校》

北大阪 に 午前9時 の時点で

暴風警報(暴風特別警報) または 大雨特別警報 が発令されている時

3. 《登校》

北大阪 に発令されていた 暴風警報(暴風特別警報) または 大雨特別警報 が

午前9時まで(9時も含む)に解除 された時は、その解除の時点から安全に気をつけて登校する

上記以外の時は登校し、授業を受ける。

* 登校後に上記非常災害の警報が発令された場合

安全状況を確認の上、臨時休校の措置をとり、下校させます。

* 午前7時から始業の間(登校時間帯)に暴風警報が発令された場合

- ・登校開始前の生徒は登校せずに自宅待機。その後は上記1～3に従う。
- ・登校した生徒については学校待機とする。その後は登校後に警報が発令された場合と同様。

* その他の警報(大雨・洪水等)が発令された場合は登校を原則とする。

ただし、学校長が地域の状況について危険であると判断した場合については教育委員会と協議の上、臨時休校の措置をとる場合がある。

地震発生時

1. 震度 5 強以上の大規模地震（余震）が発生した場合

《登校前》

学校は臨時休校となります。

《登校中》

安全な場所に一時避難した後、原則として速やかに登校してください。

《在校時》

安全な場所に一時避難誘導し、安全確認した後、保護者に引き渡します。

《下校時》

生徒は、安全な場所に一時避難した後、速やかに帰宅する。

2. 震度 5 強未満の地震（余震）の場合について

学校の施設の状況・通学路の状況により、臨時休校の措置をとるかどうか判断します。

臨時休校の連絡がない限り、登校させてください。